

保険証の確認について

2024年12月2日から現行の健康保険証の新規発行は終了します。

現行の健康保険証は、2024年12月2日以降新たに発行されなくなります。その後はマイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。

ただし移行後もお手元にある保険証は有効期限の間、最長で1年間使用出来ます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください。

資格証明書については、以下の「資格証明書について」よりご確認ください。

[令和6年12月2日以降の医療機関・薬局の窓口における資格確認方法に関する患者向け説明用リーフレット](#)

[マイナ保険証・資格確認書に関する患者向け説明用リーフレット](#)

保険証・医療証の提出

当院では、適正な保険請求を行うため、診察の前に保険証の提示をお願いします。

初めて診察される場合

- 受付時にご提示ください。

再診の場合

- 月に初めて診察される場合
- 保険証が変更になった場合（負担割合など含む）
- 名前、住所又は連絡先が変更になった場合

再診で上記に該当される方は 2番受付窓口 にて保険証の提示をお願いします。

保険証の確認ができなかった場合

保険証の提示がないなど、保険証の確認ができない場合、全額患者さん負担としてお支払いしていただくことがありますのでご了承ください。

マイナンバーカードの保険証利用について

当院は、マイナンバーカードを健康保険証として利用（オンライン資格確認）できます。

当院は、医療情報取得加算を算定している医療機関です。

ご利用の方は、マイナンバーカードをご提示ください。

[マイナンバーカード保険証利用ポスター](#)

ご持参いただくもの

- マイナンバーカード（健康保険証）

- その他いつも持参している各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・介護保険証・特定疾病療養受療証 等）

ご利用メリット

質の高い医療が可能に

患者さんの同意のもと医師が「特定健診等情報」「診療/薬剤情報」の閲覧ができ、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。



自身の情報が閲覧できる

マイナポータルで自身の「特定健診等情報」「診療/薬剤情報」が閲覧できます。



限度額適用認定証の準備が不要

入院などで高額な医療費が発生した際、これまでは限度額適応認定証の取得が必要でしたが、同意いただける場合は手続きなしで限度額を超える支払いが免除される。

[オンライン資格確認（特定健診等情報・診療/薬剤情報）についてはこちら](#)

[限度額適用認定証についてはこちら](#)



厚労省のHP

※詳しくはこちらをご確認ください。

マイナンバーカード特設サイト

マイナンバーカードの健康保険証利用について

注意事項

- マイナンバーカードを健康保険証としてはじめて利用する場合は、登録が必要です。当院でも申込は可能ですが、完了までに時間を要するため事前の登録をお勧めします。
(事前の登録については[こちら](#) デジタル庁 マイナポータル HP)
- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、暗証番号または顔認証による本人確認が必要となります。
- マイナンバーカードでは各種医療証の確認はできません。
乳児医療・身体障害者医療・難病医療・特定疾患・精神医療・更生医療・その他医療証等はマイナンバーカードで確認を行うことが出来ないため、すべてご持参ください。
- マイナ保険証は原則、受付ではお預かりできません。
- マイナ保険証は受診ごとに毎回ご持参ください。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

2024年度の診療報酬改定に基づき、2024年10月1日から、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を**患者さんの希望**で使用する際に、選定療養費として新たに患者さんの自己負担額が発生します。

対象となる場合

外来患者さんの院内処方・院外処方で、以下の対象医薬品について、**患者さんの希望**で長期収載品（先発医薬品）を処方した場合

対象となる医薬品

- 後発医薬品が発売されて5年以上経過した長期収載品（先発医薬品）
- 後発医薬品への置き換え率が50%以上の長期収載品（先発医薬品）

※いずれの場合も、バイオ医薬品は選定療養費の対象外です。

選定療養費（追加の自己負担額）について

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金が選定療養費としてかかります。別途消費税も必要です。

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

- [後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省](#)